

7 対 1 入院基本料
 10 対 1 入院基本料
 看護必要度加算
 一般病棟看護必要度評価加算
 急性期看護補助体制加算
 看護職員夜間配置加算
 看護補助加算 1

の施設基準に係る患者の重症度、
 医療・看護必要度に係る届出書添
 付書類

病棟群による届出の有無 有 ・ 無

届出 入院料 (該当に○)	届出 区分 (該当に ○)	届出の 加算 (該当に ○)	届出 病床数	入院患者の状況			入院患者延べ 数の算出期間 (1ヶ月)
				①入院患 者延べ数	② ①のう ち重症度、医 療・看護必要 度の基準を 満たす患者 の延べ数	③重症度、 医療・看護 必要度の基 準を満たす 患者の割合 (②/①)	
一般病棟 入院基本料 又は 専門病院 入院基本料 (がん・循環器) 又は 特定機能 病院入院 基本料 又は 結核病棟入院 基本料 (7対1のみ)	7対1 10対1 13対1	看護必要 度加算 一般病棟 看護必要 度加算 急性期看 護補助体 制加算	床	名	名	%	年 月
	病棟群 7対1	看護職員 夜間配置 加算	床	名	名	%	年 月
	病棟群 10対1	看護補助 加算 1	床	名	名	%	年 月

〔記載上の注意〕

- 1 看護補助加算1のうち、当該様式の届出を要するのは、13対1入院基本料のみである。
- 2 届出入院料欄の専門病院入院基本料に該当する場合には、必ずがん又は循環器のいずれかあてはまるほうを○で囲むこと。
- 3 入院患者延べ数とは、算出期間中に当該届出区分を算定している病棟に入院している延べ患者数をいう。なお、①の患者数に、産科、15歳未満の小児の患者及び短期滞在手術等基本料を算定する患者は含めない。また、退院日の患者については、入院患者延べ数に含めない。
- 4 重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者とは、別添6の別紙7の「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票」を用いて評価を行い、モニタリング及び処置等（A項目）に係る得点が「2点以上」、かつ、患者の状況等（B項目）に係る得点が「3点以上」、又はモニタリング及び処置等（A項目）に係る得点が「3点以上」、又は手術等医学的状況（C項目）に係る得点が「1点以上」である患者をいう。
- 5 一般病棟と結核病棟を併せて1看護単位としている場合、重症度、医療・看護必要度の算出にあたっては、結核病棟に入院している患者を一般病棟の入院患者とみなし、合わせて計算することができる。
- 6 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る院内研修の実施状況が確認できる書類を添付すること。
- 7 病棟群単位による届出の場合には、7対1及び10対1の病棟群ごとに基準を満たす患者の割合を算出し、「病棟群7対1」及び「病棟群10対1」の欄にそれぞれ記載すること。